

令和 6 年 8 月 7 日

消費生活センター

次期消費生活基本計画策定について（案）

1. 概要

現行の「消費生活基本計画」（令和 3～7 年度）の計画期間が令和 7 年度をもって終了することから、次期消費生活基本計画（計画期間：令和 8～12 年度）を策定する。なお、策定にあたっては、現計画に引き続き、平成 24 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、自立した消費者を育成する視点から各自治体が策定に努めることとされている「消費者教育推進計画」を包括したものとする。

2. 策定スケジュール

| 年度 | 月 | 具体的な実施内容 |
|---------|-------|--|
| 令和 6 年度 | 7 月 | 消費生活意識調査実施（概要は資料 3 - 2 のとおり） |
| | 8 月 | 第 1 回消費生活審議会で策定スケジュール提示 |
| | 12 月 | 消費生活意識調査報告書公表 |
| | 1～2 月 | 第 2 回消費生活審議会で意識調査結果を報告、消費者教育推進地域協議会開催 |
| 令和 7 年度 | 6 月 | 第 1 回消費生活審議会で素案提示 |
| | 8 月 | 第 2 回消費生活審議会で現計画実施状況等報告、消費者教育推進地域協議会開催 |
| | 9 月 | 第 3 回消費生活審議会で中間案提示 |
| | 10 月 | パブリックコメント |
| | 1 月 | 第 4 回消費生活審議会パブリックコメントの報告、最終案提示 |
| | 3 月 | 仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画策定 |